

北上地区消防組合消防本部訓令第1号

消防機関

北上地区消防組合職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月11日

北上地区消防組合
消防長 及 川 諭

北上地区消防組合職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合職員の勤務時間等に関する規程（平成19年北上地区消防組合消本訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（勤務時間の割振り）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項に規定する勤務時間中に<u>午後零時から45分</u>の休憩時間を置く。</p> <p>（育児短時間勤務職員等の勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の</p>	<p>（勤務時間の割振り）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項に規定する勤務時間中に<u>正午から60分</u>の休憩時間を置く。</p> <p>（育児短時間勤務職員等の勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の</p>

割振りは、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった勤務時間の内容。以下「育児短時間勤務の内容」という。）に従い1日につき8時間の範囲内で消防長が定めるものとする。

2 育児短時間勤務職員等については、必要に応じ当該育児短時間勤務の内容に従い日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までに5日間において消防長の指定する日を週休日とするものとする。

（条例第4条第1項に規定する職員の週休日等の割振り）

第4条 条例第4条第1項に規定する職員（以下「隔日勤務職員」という。）の週休日は消防長の承認を得て所属長（室長、署長及び分署長をいう。）が別に定める。

2 [略]

（隔日勤務職員の休憩時間）

第5条 隔日勤務職員は、午前8時30分から午後5時15分の間に1時間、午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間に6時間の仮眠時間を含め7時間の休憩時間を置く。

割振りは、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった勤務時間の内容。以下「育児短時間勤務の内容」という。）に従い1日につき7時間45分の範囲内で消防長が定めるものとする。

2 育児短時間勤務職員等については、必要に応じ当該育児短時間勤務の内容に従い日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において消防長の指定する日を週休日とするものとする。

（条例第4条第1項に規定する職員の週休日等の割振り）

第4条 条例第4条第1項に規定する職員のうち、交替で勤務する職員（以下「隔日勤務職員」という。）の週休日は消防長の承認を得て所属長（室長、署長又は分署長をいう。）が定めるものとする。

2 [略]

（隔日勤務職員の仮眠時間及び休憩時間）

第5条 隔日勤務職員は、勤務時間中に次のとおり仮眠時間及び休憩時間を置く。

(1) 仮眠時間は、午後9時から翌日の午前6時までの間において6時間とし、所属長が指定する。

(2) 休憩時間は、正午から60分、午後5時30分から60分及び翌日の午前7時から30分とする。

(3) 所属長は、職務の性質により前号により難しい場合は、別に指定することができる。ただし、勤務時間の始め又は終

わりに指定してはならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。